

2020年3月18日

Japan tax alert

EY税理士法人

一時帰国中の海外赴任者に関する税務上の留意点

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

コロナウィルスの影響で、中国を中心に海外赴任者の一部を日本に一時帰国させ、日本で勤務させているケースは多いのではないのでしょうか。

そこで本アラートでは、海外赴任者を日本に一時帰国させた場合に生じる税務面の問題についてご紹介します。

税務面のポイント:

- ▶ 一時帰国中の海外赴任者の日本払給与のうち、日本勤務期間分は20.42%で課税が必要(今後支払う日本払給与についても、日本勤務期間分について20.42%で課税が必要)
- ▶ 上記の所得税を会社負担する場合はグロスアップ計算が必要
- ▶ 会社負担した日本の所得税は現地でも課税の対象になる可能性あり

1. 一時帰国中の日本の所得税の取り扱い ～給与ではなく賞与にも影響が生じることに

通常、1年以上の予定で日本を離れ、海外に赴任している方は「日本の非居住者」に該当します。日本の所得税法では、非居住者は「国内源泉所得(例:国内で勤務した対価等)」のみ日本で課税の対象となり、「国外源泉所得(例:国外で勤務した対価等)」は日本では非課税となります。そのため、海外赴任中の日本払い給与は日本法人の役員(※)が海外赴任する場合を除き、日本での勤務が発生しない以上、日本では非課税となります。つまり、海外赴任中は日本で所得税が発生するケースは極めて限定的でした。

ところが今回のケースのように海外赴任者が一定期間帰国し、その間に日本で勤務を行うとどうなるでしょうか。日本払い給与のうちの日本勤務相当分は「非居住者の国内源泉所得」として課税の対象となります(日本から給与が支給されているため、赴任国と日本の間の租税条約における短期滞在者免税は適用されません)。

なお、課税の対象になるのは、日本勤務期間分に相当する日本払いの給与だけではありません。一時帰国中、日本に滞在している子女に対する学費等を払った場合、これらについても「国内源泉所得」として課税されます。また、今年の夏や冬に支払うであろう賞与の計算期間の中に、日本勤務期間が入っていればその部分も日本で20.42%の税率で課税となるため注意が必要です。

(※)税務上の役員とは「会社法上登記されている者(株式会社取締役・執行役・会計参与・監査役)」「経営に参画する者」です。

2. 所得税を誰が負担するのか

通常、日本から海外に赴任している社員に対しては、「総額」ではなく「手取り」で給与が補償されています。そのため、日本払い給与について日本で所得税が課されてしまうと、その分だけ本人の手取りが減ってしまうこととなります。この場合、どのような取り扱いが考えられるでしょうか。

(1) 当該所得税を会社が負担するケース

「海外赴任者には手取りを補償しているのだから、日本で所得税がかかった場合は会社が負担する」というケースも少なくありません。

この場合、会社が負担した所得税は本来、本人が払うべきものを会社が払っているため、これも本人に支払った給与の一部とみなされます。そのため、会社が本人の所得税の負担をする場合は、その額を見込んで日本払い給与をグロスアップする必要があります。

なお、賞与についても同様に、日本勤務期間については20.42%の課税が必要になりますのでご注意ください。

(2) 当該所得税を本人が負担する場合

当該所得税を本人が負担する場合、上記(1)と異なり、グロスアップの必要性はありません。しかし、手取りで給与を補償している場合は、日本の所得税を支払うと、その分だけ本人の手取り給与は低くなるため、この点については本人に納得してもらう必要があります。

(一つの解決策としては、一時帰国中についても海外赴任時の手当等は支払い続ける代わりに、日本所得税は自己負担、という方法もあるかもしれません。)

3. 赴任国の個人所得税への影響

一時帰国中の海外赴任者は、その帰国期間にもよりますが、一般に、日本帰国中も税務上、赴任国の居住者になります。そのため日本での所得税を会社負担した場合、この所得税負担相当額は、日本だけでなく、赴任国でも課税対象になる可能性があります。

(1) 赴任国が全世界所得課税の場合

赴任している国が居住者について全世界所得課税方式をとっていれば、会社が負担した日本の所得税相当額は、赴任している国でも所得税の対象となります。毎月の給与をグロスアップ計算している場合、この所得税相当額を上乗せする必要があることから、計算にあたり日本の所得税相当額を給与として上乗せするか、赴任国の確定申告時に申告するかいずれかの作業が必要です。この場合、同じ所得(日本払い給与等)に対して日本と赴任国の双方で課税されるという二重課税の状態になることから、赴任国において外国税額控除の適用を受けられる可能性があります。しかし、外国税額控除の手続きを会計事務所に依頼すれば別途費用が掛かるため、税額控除で受けられるメリットと、会計事務所に払うフィーとを比較し、どちらが有利になるかを考える必要も出てくるかもしれません。

(2) 赴任国が国内源泉所得のみ課税の場合

一方、居住者についても自国源泉の所得しか課税しない国においては、一時帰国中の日本勤務に相当する給与は、通常「国外源泉所得」となりますので、少なくとも日本払い給与のうち、日本国内勤務相当分については、当該国では課税対象外となると考えられます。しかし毎月行う所得税計算の仕方が変更になることで、通常の所得税計算とは異なる処理方法となり、計算ミスが生じたり、会計事務所に計算を依頼している場合は、処理の仕方が多少変更になることで追加コストが発生する可能性があります。

4. まとめ

今回の件に限らず、一時帰国している海外赴任者が日本で勤務することで生じる国内源泉所得に関する指摘は以前からあることで、特に新たな問題というわけではありません。しかし今回のコロナウィルスでの一時帰国については、「特定の国から大量の海外赴任者が長期にわたって帰国し、その間、日本で勤務を行っている」ということが明らかであるため、より顕在化しやすいといえます。

「海外赴任者は非居住者だから日本の所得税は発生しない、赴任中は海外赴任に伴う給与や賞与・手当しか支給されない」という前提に立った給与の組み立てにより、このような所得税の問題も浮き彫りになっています（海外赴任中に発生する退職金や役員報酬・株式報酬の問題が生じるのも、会社として何ら基準を定めていないため発生した都度慌てることとなります）。確かにこのような事態は想定外であったことは確かですが、こういったイレギュラーな事態が発生することは全く想定せず、海外赴任者の処遇が決められているのではないのでしょうか。そのため、企業にとっても予想もしなかった追加コストが発生することになります。

そもそも日本の会社は、海外のグローバル企業と違い、海外赴任者を送り出すときに、「社員を海外赴任させる場合、帯同家族も含め、どれだけの総コストがかかるか」ということを事前に見積もっているケースはほとんどありません。日本側が気にするのは、税務調査の際に「寄附金」として課税されるリスクのある日本本社負担分のみというのが現状です。

今回の事態をきっかけにして、海外赴任者一人当たりについていどれだけのコストがかかっているか把握するとともに、海外赴任者規程において暗黙の前提になっている「生え抜きで現役の日本人男性が（専業主婦の）妻と子と一緒に海外に赴任する」というステレオタイプの海外赴任者像が変わりつつあることも踏まえ、今後の海外展開も考慮しながら海外赴任者規程等のポリシーも見直す必要があるかもしれません。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

藤井 恵

パートナー

megumi.fujii@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200318

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp